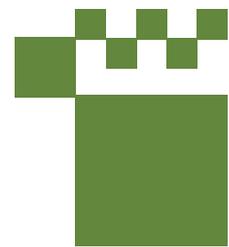


資料編



1. ゾーン区分

本計画におけるゾーン区分は、下表のとおり、平成22年度に実施した「緑の実態調査」の調査地区の基本単位として設定している19箇所に区分しています。また、地域区分については、「台東区都市計画マスタープラン」の地域区分に従い、6つの地域に区分しています。

表. 地域区分とゾーン区分

地域名	ゾーン名
上野地域	池之端、上野公園、北上野、上野、東上野、台東
谷中地域	谷中西、谷中東、上野公園（上野地域と重複）
浅草・中部地域	西浅草、浅草南、寿
根岸・入谷地域	根岸、竜泉
北部地域	千束、清川、浅草北、今戸
南部地域	蔵前、浅草橋



図. 地域区分とゾーン区分

2. 諮問

28台環環第196号
平成28年5月30日

台東区みどりの審議会
会長 鈴木 誠 様

台東区長 服部 征夫

台東区みどりの条例第23条第1項第1号に基づき、台東区緑の基本計画の中間改定について、諮問します。

3. 答申

平成29年1月16日

台東区長 服部 征夫 殿

台東区みどりの審議会
会長 鈴木 誠

台東区花とみどりの基本計画について（答申）

平成28年5月30日付28台環環第196号をもって諮問のあったことについては、別紙のとおり答申する。

4. 台東区花とみどりの基本計画の中間改定経緯

(1) 台東区みどりの審議会 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
平成28年 5月30日 第1回台東区みどりの審議会	○委嘱状の交付、会長・副会長選出 ○「台東区緑の基本計画の中間改定について」諮問 ○中間改定の方向性、計画等の名称変更
平成28年 8月31日 第2回台東区みどりの審議会	○計画構成案、計画の基本的事項、現況と課題、将来目標
平成28年11月 7日 第3回台東区みどりの審議会	○中間のまとめ（案）について
平成29年 1月16日 第4回台東区みどりの審議会	○最終のまとめ（案）について ○「台東区花とみどりの基本計画について」答申

(2) 台東区花とみどりの基本計画庁内検討会 審議・検討経過

開催年月日	検討内容等
第1回 平成28年 8月18日	○計画構成案、計画の基本的事項、現況と課題、将来目標
第2回 平成29年 1月 6日	○最終のまとめ（案）について

(3) 「台東区花とみどりの基本計画(中間のまとめ)」に係るパブリックコメント(意見公募)について

意見募集期間	・平成28年12月19日から平成29年1月13日まで
意見を提出できる方	・区内在住・在勤・在学の方 ・区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・本計画に利害関係を有する個人又は法人その他の団体
受付数	・4人(6件)
意見の提出方法の内訳	・郵送 0人 0件 ・ファクシミリ 0人 0件 ・ホームページ 2人 4件 ・持参 2人 2件
受付内容	・公園の花壇について ・地先園芸について ・緑の確保について ・屋上緑化について ・緑化の実施率について ・保護樹木について

5. 台東区花とみどりの審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	会 長 鈴 木 誠	東京農業大学教授
	副会長 雨 宮 護	筑波大学准教授
	浦 井 正 明	寛永寺 長騰
	大 塚 義 司	東京商工会議所台東支部推薦
	町 田 誠	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
	細 岡 晃	東京都建設局東部公園緑地事務所長
	内 藤 義 和	東京都環境局自然環境部緑環境課長
区議会議員	望 月 元 美	環境・安全安心特別委員会委員長
区民・事業者	山 口 和 代	台東区グリーン・リーダー幹事長
	浅 野 美恵子	台東区町会連合会女性部代表
	森 本 佳 直	台東区商店街連合会常務理事
	中 村 雅 彦	台東区立幼稚園PTA連合会顧問
区 職 員	佐 藤 徳 久	企画財政部長
	伴 宣 久	都市づくり部長
	高 柳 正 治	土木担当部長
	飯 島 守 人	環境清掃部長（平成28年11月1日から）
	近 藤 幸 彦	環境清掃部長（平成28年10月31日まで）

※審議会の名称は、平成29年3月台東区みどりの条例の改正後によるもの

6. 台東区花とみどりの審議会設置根拠

(台東区みどりの条例及び施行規則一部抜粋)

【台東区みどりの条例】

(審議会への諮問)

第 23 条 区長は、次の各号に掲げる事項について、審議会に諮問しなければならない。

- (1) みどりの保護及び育成に関する計画に関すること。
 - (2) 保護樹木等の存する土地の買取り等に関すること。
 - (3) モデル地区の指定及び解除に関すること。
 - (4) 緑地保全地区及び風致地区のみどりの保全に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、みどりの保護及び育成について、区長が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項の規定による諮問に応じ調査審議するため、東京都台東区花とみどりの審議会を置く。
- 3 東京都台東区花とみどりの審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【台東区みどりの条例施行規則】

(花とみどりの審議会組織)

第 14 条 条例第 23 条に規定する花とみどりの審議会の委員の構成は、次によるものとする。

- (1) 区民 5 人以内
- (2) 学識経験者 7 人以内
- (3) 区議会議員 4 人以内
- (4) 区職員 5 人以内

(会長及び副会長)

第 15 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の出席)

第 17 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(幹事)

第 18 条 審議会に、区長が区職員のうちから任命する幹事を置く。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

7. 台東区花とみどりの基本計画庁内検討会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	飯 島 守 人	環境清掃部長（平成28年11月1日から）
会 長	近 藤 幸 彦	環境清掃部長（平成28年10月31日まで）
委 員	酒 井 ま り	企画課長
委 員	原 嶋 伸 夫	財政課長
委 員	寺 田 茂	施設課長
委 員	菅 谷 健 治	産業振興課長
委 員	望 月 昇	都市計画課長
委 員	浦 里 健太郎	まちづくり推進課長
委 員	原 島 悟	地区整備課長
委 員	松 本 浩 一	建築課長
委 員	鈴 木 慎 也	住宅課長
委 員	雨 宮 真一郎	公園課長
委 員	岡 田 和 平	庶務課長
委 員	屋 代 弘 一	指導課長
委 員	小 川 信 彦	生涯学習課長
委 員	松 原 秀 樹	環境課長（平成28年10月25日から）
委 員	赤 塚 洋 一	環境課長（平成28年10月5日まで）

所属は設置要綱第3条第2項の別表1に定めがあるもの

8. 台東区花とみどりの基本計画庁内検討会設置要綱

台東区花とみどりの基本計画庁内検討会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区緑の基本計画の中間改定にあたり、新たに開始した花の心プロジェクトを計画に反映させるため、庁内において調査・検討を行うことを目的として、台東区花とみどりの基本計画庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 台東区花とみどりの基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会が必要と認める事項

(構 成)

第3条 検討会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長及び委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(招 集)

第4条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に定める事項を効率的に調査・検討するため、検討会の下部組織として作業部会を設置する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

9. 用語解説

	用語	解説	頁数
あ 行	オープン スペース	公園や広場などの敷地内で建物等が建っていない空地のこと。人々の休息、レクリエーションの場や災害時の避難所などになる。	P2
	屋上緑化	建築物の屋上やテラスなどに植物を植え、緑化すること。これにより建築物の断熱性能の向上によるエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象の緩和や景観の向上などの効果が期待できる。	P23
	温室効果ガス	太陽からの熱を吸収し熱を地球に封じ込め、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、代替フロンなどがあり地球温暖化の主たる原因とされている。	P16
か 行	風の道	都市内の公園や街路樹などの緑、河川や運河などの水が連続することでつくられる、空気の通り道。ヒートアイランド現象の緩和や大気汚染物質の拡散防止などの効果がある。	P51
さ 行	借地公園制度	都市公園などの整備について、公園管理者（自治体）が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権原を借り受けて都市公園を開設する制度のこと。	P18
	生態系 ネットワーク	生き物の生育・生息拠点を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。ネットワークの形成により、生き物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等の多面的な機能が発揮されることが期待されている。	P51
	生物多様性	一般的には、多様な生物が存在していることを指す。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、更に地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。	P5
た 行	台東区環境基本 計画	台東区の環境政策の総合的かつ基本となる計画。地球温暖化対策や環境学習などの主要課題の解決に向け、施策の統合化と体系化を図ったもの。平成22年度から平成31年度までの10年間を、計画期間としている。	P2
	台東区基本構想	20年後の台東区の将来像を描き、それを実現するための区政運営の最高指針となるもの。	P8
	台東区行政計画	「台東区基本構想」の基本理念を踏まえ、「台東区長期総合計画」に掲げる取り組みの具体化を図るとともに、社会経済状況の変化や新たな行政課題の発生に対応し、基本構想の更なる実現をめざすことを目的とした計画。	P2
	台東区景観計画	今後の台東区の景観施策体系を定め、景観法に基づく施策の具体的な取り組みを明確にする計画。	P8

	用語	解説	頁数
た 行	台東区長期総合計画	「台東区基本構想」が掲げる台東区の目指すべき姿を実現するために策定された長期指針。計画期間は10年間とし、社会情勢や行財政などの著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとしている。	P2
	台東区都市計画マスタープラン	「台東区基本構想」に即し、長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備指針を明らかにし、台東区の都市計画に関する基本指針として、まちづくりのガイドラインの役割を持つもの。計画期間は概ね20年としている。	P8
	地球温暖化	地球表面の大気や海面の平均温度が上昇する現象のこと。温度の上昇により生態系の変化や海面上昇など、将来の人類や環境へ悪影響が懸念されており、さまざまな対策が実行されている。	P5
は 行	ヒートアイランド現象	都市部の舗装化や冷暖房などの人工排熱の影響により、気温が周辺の郊外部に比べて異常に高温になる現象のこと。熱帯夜の増加や集中豪雨などの悪影響をもたらす。気温分布を描いた時、等温線が都市部に向かって閉じ、島のような形になるため「ヒートアイランド（熱の島）」と呼ばれるようになった。	P5
ま 行	みどりのカーテン	壁面緑化の手法の一つ。ナツツタやヘチマなどのつる性植物を建築物の外側に生育させ、建築物の温度上昇の抑制を図る。	P32
や 行	ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計のこと。	P27
	要綱公園	暫定公園の設置・管理に関する要綱に基づく公園のこと。	P9
ら 行	立体都市公園制度	都市公園の下限を定め、それより下部の空間には都市公園法が及ばないようにすることで、下部空間の土地利用の用途が制限されずに、新設・既設の民間施設との一体的整備を可能にし、屋上公園や人工地盤公園などの都市公園の整備を可能にする制度のこと。	P18
	緑地	一般的には植物で覆われた土地を示すが、本計画においては、公の施設とする「公園緑地等の都市施設とする緑地」、法律や条例等に基づく「制度上安定した緑地」、社会通念上永続性のある「社会通念上安定した緑地」の3つを「緑地」として定義している。	P2